

山梨県公報

第六百八号

令和七年

十一月十日

月 曜 日

目次

告示

○道路の区域変更……………六〇三
○急傾斜地崩壊危険区域の指定(二件)……………六〇三

公告

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の一部の効力の停止……………六〇六
○大規模小売店舗の新設に関する届出……………六〇七
○公共測量の実施……………六〇七
○落札者の決定について……………六〇八
○一般競争入札について……………六〇八

告示

山梨県告示第二百九十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から令和七年十二月一日まで一般の縦覧に供する。

令和七年十一月十日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 道路の種類 県道
二 路線名 北杜富士見線
三 道路の区域

区間	旧新 の別 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
北杜市大泉町西井出字石堂八二四〇番一地从先から	旧 二三・八 三五・一		一〇八・二

山梨県告示第二百九十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)に備え置いて縦覧に供する。

令和七年十一月十日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

北杜市大泉町西井出字石堂八二四〇番一地从先まで

新

二六・四
六六・六

一〇八・二

急傾斜地崩
壊危険区域

山梨県都留市法能字中野の区域内の土地のうち、次の一点から二十一点までを順次結んだ線及び一点と二十一点を結んだ線に囲まれた土地の区域

番号

座標

中野

一点	北緯三五度三三分一八秒一〇〇五 東經一三八度五五分二九秒一一九九
二点	北緯三五度三三分一八秒一六七一 東經一三八度五五分二八秒七四九六
三点	北緯三五度三三分一七秒八一二八 東經一三八度五五分二八秒四一二九
四点	北緯三五度三三分一八秒二八一一 東經一三八度五五分二七秒二三四一
五点	北緯三五度三三分一八秒七六六一 東經一三八度五五分二七秒〇三二九
六点	北緯三五度三三分一九秒一一九五 東經一三八度五五分二六秒五四五五
七点	北緯三五度三三分一九秒五六七六 東經一三八度五五分二五秒九二七六
八点	北緯三五度三三分一九秒九六八一

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

九点	東経一三八度五五分二五秒四〇五二 北緯三五度三三分二〇秒一三三九
十点	東経一三八度五五分二五秒〇七七六 北緯三五度三三分二〇秒三四〇四
十一点	東経一三八度五五分二五秒一四二二七 北緯三五度三三分二〇秒二七九九
十二点	東経一三八度五五分二五秒四四二〇 北緯三五度三三分二〇秒二〇二五
十三点	東経一三八度五五分二五秒五七七七 北緯三五度三三分二〇秒二七四二
十四点	東経一三八度五五分二五秒六六七八 北緯三五度三三分一九秒九三〇八
十五点	東経一三八度五五分二六秒一七五九 北緯三五度三三分一九秒五三五四
十六点	東経一三八度五五分二六秒八一七九 北緯三五度三三分一九秒二五三七
十七点	東経一三八度五五分二七秒五三五〇 北緯三五度三三分一九秒二〇三三
十八点	東経一三八度五五分二八秒二八〇七 北緯三五度三三分一九秒三一三二
十九点	東経一三八度五五分二八秒六七五九 北緯三五度三三分一九秒二一七三
二十点	東経一三八度五五分二九秒〇五三五 北緯三五度三三分一九秒一六九三
二十一点	東経一三八度五五分二九秒二四三四 北緯三五度三三分一九秒〇〇六〇
	東経一三八度五五分二九秒五六三六

山梨県告示第二百九十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び中北建設事務所峡北支所に備え置いて縦覧に供する。

令和七年十一月十日

急傾斜地崩壊危険区域		山梨県韮崎市神山町武田字東畑、字下北原及び字坂下の区域内の土地のうち、次の一点から六十八点までを順次結んだ線及び一点と六十八点を結んだ線に囲まれた土地の区域
番号	座標	
武田		
一点	北緯三五度四二分三五秒二八四三 東経一三八度二五分五六秒一四八四	
二点	北緯三五度四二分三五秒四四六五 東経一三八度二五分五六秒二〇六八	
三点	北緯三五度四二分三五秒四八四六 東経一三八度二五分五六秒二二六七	
四点	北緯三五度四二分三五秒二九七四 東経一三八度二五分五六秒七七六六	
五点	北緯三五度四二分三五秒二九五〇 東経一三八度二五分五七秒一四九七	
六点	北緯三五度四二分三五秒三八九五 東経一三八度二五分五七秒五五九八	
七点	北緯三五度四二分三五秒三九三八 東経一三八度二五分五七秒六四一一	
八点	北緯三五度四二分三五秒四一五九 東経一三八度二五分五七秒六九八四	
九点	北緯三五度四二分三五秒四二〇三 東経一三八度二五分五七秒七二九六	
十点	北緯三五度四二分三五秒四五八九 東経一三八度二五分五七秒八二六九	
十一点	北緯三五度四二分三五秒四八八五 東経一三八度二五分五七秒九一七六	
十二点	北緯三五度四二分三五秒四九七五 東経一三八度二五分五七秒九五〇六	
十三点	北緯三五度四二分三五秒五九一三 東経一三八度二五分五七秒八九七一	

十四点	北緯三五度四二分三五秒六五四三 東經一三八度二五分五八秒〇八二一
十五点	北緯三五度四二分三五秒六六九九 東經一三八度二五分五八秒一〇八五
十六点	北緯三五度四二分三五秒六九三七 東經一三八度二五分五八秒一九六四
十七点	北緯三五度四二分三六秒三三三四 東經一三八度二五分五七秒八七七八
十八点	北緯三五度四二分三六秒三三七一 東經一三八度二五分五七秒八八七七
十九点	北緯三五度四二分三六秒四六七一 東經一三八度二五分五七秒八一四九
二十点	北緯三五度四二分三六秒五一九二 東經一三八度二五分五七秒九四一四
二十一点	北緯三五度四二分三六秒八三九八 東經一三八度二五分五七秒七五三一
二十二点	北緯三五度四二分三六秒七九八一 東經一三八度二五分五七秒六五三〇
二十三点	北緯三五度四二分三七秒〇一二二 東經一三八度二五分五七秒五〇五七
二十四点	北緯三五度四二分三七秒五六六六 東經一三八度二五分五七秒〇四〇〇
二十五点	北緯三五度四二分三七秒六八一九 東經一三八度二五分五六秒九八八九
二十六点	北緯三五度四二分三七秒九一八七 東經一三八度二五分五六秒八三八四
二十七点	北緯三五度四二分三八秒一三七九 東經一三八度二五分五六秒七三八一
二十八点	北緯三五度四二分三八秒六五〇二 東經一三八度二五分五六秒三一八八
二十九点	北緯三五度四二分三九秒五〇〇三 東經一三八度二五分五五秒六五二一
三十点	北緯三五度四二分三九秒五三六一 東經一三八度二五分五五秒六〇八一

三十一點	北緯三五度四二分三九秒六一五八 東經一三八度二五分五五秒二八一三
三十二點	北緯三五度四二分四〇秒三七三六 東經一三八度二五分五五秒〇二四八
三十三點	北緯三五度四二分四〇秒九三八七 東經一三八度二五分五四秒八五三七
三十四點	北緯三五度四二分四一秒二七八六 東經一三八度二五分五四秒三九六二
三十五點	北緯三五度四二分四一秒四五七一 東經一三八度二五分五四秒二二二八
三十六點	北緯三五度四二分四一秒六九一五 東經一三八度二五分五四秒〇八六〇
三十七點	北緯三五度四二分四二秒一六六七 東經一三八度二五分五三秒八七五四
三十八點	北緯三五度四二分四三秒六四二一 東經一三八度二五分五三秒四六九六
三十九點	北緯三五度四二分四三秒七四〇〇 東經一三八度二五分五四秒六〇五三
四十點	北緯三五度四二分四三秒四八三五 東經一三八度二五分五四秒六八六七
四十一點	北緯三五度四二分四二秒八九四一 東經一三八度二五分五四秒九三〇〇
四十二點	北緯三五度四二分四二秒五一三三 東經一三八度二五分五五秒〇八六九
四十三點	北緯三五度四二分四一秒九〇五八 東經一三八度二五分五五秒四三六二
四十四點	北緯三五度四二分四一秒六八一 東經一三八度二五分五五秒五六五一
四十五點	北緯三五度四二分四一秒五五四〇 東經一三八度二五分五五秒六六六六
四十六點	北緯三五度四二分四一秒四五〇三 東經一三八度二五分五五秒八〇〇七
四十七點	北緯三五度四二分四一秒二三三四 東經一三八度二五分五六秒二八〇九

四十八点	北緯三五度四二分四一秒一九七四 東經一三八度二五分五六秒三三一九
四十九点	北緯三五度四二分四一秒一七九九 東經一三八度二五分五六秒三四二九
五十点	北緯三五度四二分四一秒一三八九 東經一三八度二五分五六秒三五四六
五十一 点	北緯三五度四二分四〇秒八二〇二 東經一三八度二五分五六秒三四七二
五十二 点	北緯三五度四二分四〇秒七三六二 東經一三八度二五分五六秒三六〇八
五十三 点	北緯三五度四二分四〇秒六〇八四 東經一三八度二五分五六秒四〇八二
五十四 点	北緯三五度四二分四〇秒五一〇七 東經一三八度二五分五六秒四七三一
五十五 点	北緯三五度四二分三九秒一二〇七 東經一三八度二五分五七秒四一八四
五十六 点	北緯三五度四二分三八秒〇四四八 東經一三八度二五分五八秒〇六七五
五十七 点	北緯三五度四二分三七秒〇九〇六 東經一三八度二五分五八秒六八五四
五十八 点	北緯三五度四二分三七秒〇〇四五 東經一三八度二五分五八秒七二〇〇
五十九 点	北緯三五度四二分三六秒二八二四 東經一三八度二五分五八秒九六二〇
六十 点	北緯三五度四二分三六秒一五〇〇 東經一三八度二五分五九秒〇〇〇六
六十一 点	北緯三五度四二分三五秒六一五一 東經一三八度二五分五九秒〇八六六
六十二 点	北緯三五度四二分三五秒三五六七 東經一三八度二五分五九秒一六〇五
六十三 点	北緯三五度四二分三五秒二五二四 東經一三八度二五分五八秒四六九四
六十四 点	北緯三五度四二分三五秒〇七六五 東經一三八度二五分五七秒九五〇二

六十五点	北緯三五度四二分三五秒〇四三四 東經一三八度二五分五七秒八〇一八
六十六点	北緯三五度四二分三五秒〇三四八 東經一三八度二五分五七秒一九〇七
六十七 点	北緯三五度四二分三五秒〇三七七 東經一三八度二五分五七秒〇七三六
六十八 点	北緯三五度四二分三五秒〇九四三 東經一三八度二五分五六秒六八九四

公 告

● 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定の一部の効力の停止
介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十七条第一項の規定により、次の事業者について指定居宅サービス事業者の指定の一部の効力を停止した。

令和七年十一月十日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 処分をした年月日 令和七年十月十七日
二 処分をした事業者の名称等

事業者の名称	事業者の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号
株式会社北杜の家	北杜市長坂町大八田四百八十七番地二	ヘルパーステーションほくとのいえ	北杜市小淵沢町上笹尾三千三百三十二番地二千五百六十	訪問介護	一九七一九〇〇五一七

三 処分内容及び期間

1 処分の内容

平成二十六年十月二十七日付け山梨県指令中北福第八千四百三十五号で指定した指定居宅サービス事業者について、その指定の一部（訪問介護における新規利用者へのサービス提供）の効力を停止する。

2 期間
令和七年十一月一日から令和八年四月三十日まで

● 大規模小売店舗の新設に関する届出
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告し、及び縦覧に供する。
令和七年十一月十日

一 届出者
山梨県知事 長 崎 幸太郎

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住所
株式会社カインズ 代表取締役 高家正行	埼玉県本庄市早稲田の杜二丁目二番一号

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(一) 名称 カインズ笛吹店
(二) 所在地 山梨県笛吹市石和町四日市場字大口町千七百四十二番 外
2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住所
株式会社カインズ 代表取締役 高家正行	埼玉県本庄市早稲田の杜二丁目二番一号

3 大規模小売店舗の新設をする日 令和八年六月十八日
4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 八千八百九十二平方メートル
5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(一) 駐車場の位置及び収容台数
(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 収容台数 二百五十台

(二) 駐車場の位置及び収容台数

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 収容台数 二十五台

(三) 荷さばき施設の位置及び面積

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 面積 百二十平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(1) 位置 届出の図面のとおり

(2) 容量 三十立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社カインズ	午前六時三十分	午後九時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前六時から午後九時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(1) 数 四箇所

(2) 位置 届出の図面のとおり

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後十時まで

三 届出年月日 令和七年十月十七日

四 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

五 縦覧期間 この公告の日から令和八年三月十日まで

● 公共測量の実施

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により山梨県から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和七年十一月十日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

令和七年十一月十日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 測量の種類 一級水準測量
- 二 測量の地域 甲府市、甲斐市、笛吹市、中央市及び中巨摩郡昭和町
- 三 測量の期間 令和七年十月十六日から令和八年三月十九日まで

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、二十十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和七年十一月十日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
 - (一) 名称 テーブル他（山梨県立スタートアップ支援センター備品）
 - (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属
 - (一) 名称 山梨県出納局管理課
 - (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 令和七年九月二十五日
- 四 落札者
 - (一) 名称 株式会社金峰商会
 - (二) 住所 山梨県甲府市丸の内三丁目三十二番一号
 - 五 落札金額 三千三百四十二万円
 - 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
 - 七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和七年八月十四日

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和七年十一月十日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

- 一 一般競争入札に付する事項
 - 1 調達をする物品等の名称及び数量
 - (一) 名称 移動式排水ポンプシステム
 - (二) 数量 一式
 - 2 調達をする物品等の仕様等 個別入札説明書で定める内容等であること。
 - 3 納入期限 令和八年三月六日（金）
 - 4 納入場所 個別入札説明書で定める場所
 - 二 事務を担当する所属 山梨県出納局管理課
 - 三 一般競争入札の参加資格 次のいずれにも該当しない者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。
 - 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者
 - 2 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの
 - 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第百六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）
 - 4 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
 - 5 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を営んでいない者
- 四 一般競争入札の参加資格の審査
 - 1 申請の時期 この公告の日の翌日から令和七年十二月二日（火）まで（山梨県の休日を含める。平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）
 - 2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
 - 3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参又は郵送により提出すること。郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理課

五 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所等 この公告の日の翌日から令和七年十二月二日（火）まで（県の休日を除く。）、四3に掲げる場所において一般の縦覧に供する。
- 2 入札説明書の交付方法 この公告の日の翌日から令和七年十二月二日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四3に掲げる場所において直接交付するほか、山梨県公式ウェブサイトにダウンロードすることもできる。
- 3 一般競争入札の参加資格の確認 共通入札説明書及び個別入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。
- 4 入札及び開札の日時及び場所
 - (一) 日時 令和七年十二月二十二日（月）午後二時
 - (二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館一階出納局入札室
- 5 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。
 - (一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。
 - (二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。
 - (三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。
 - (四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び共通入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。
- 6 落札者の決定方法 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨
 - (一) 言語 日本語
 - (二) 通貨 日本国通貨
- 2 入札保証金 規則第百八条の二の規定により、免除する。
- 3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、共通入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
- 4 契約の締結 落札の日から七日以内に締結する。
- 5 違約金の有無 有
- 6 最低制限価格の有無 無
- 7 前払金の有無 無

8 その他

- (一) 詳細は、共通入札説明書及び個別入札説明書による。
 - (二) 問合せ先 山梨県出納局管理課（電話〇五五―二三―一三九五）
- ※ Summary
- 1 Nature and quantity of the products to be procured: Portable Drainage Pump System (1 sets)
 - 2 Date and time for tender: 2:00PM December 22, 2025
 - 3 Bureau in charge: Management Division, Treasury Bureau, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1395

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番